

【令和8年4月1日】

令和8年度関税改正（保税関係）の概要

【Q & A】

令和8年4月

関税局監視課

－ 履 歴 －

日 付	内 容
令和8年4月1日	初版

－ 目 次 －

1. 改正概要	- 2 -
(問1) 令和8年度関税改正（保税関係）の趣旨・概要について教えてください。.....	- 2 -
2. 業務改善命令（関税法第41条の3、第45条の2他）	- 3 -
(問2) 業務改善命令の趣旨・概要について教えてください。.....	- 3 -
(問3) どのような場合に、どのような内容の業務改善命令が発せられるのでしょうか。..	- 3 -
(問4) 業務改善命令に違反した場合は処罰されるのでしょうか。.....	- 3 -
3. 規則を定めることの法定化（関税法第41条の2、第43条他）	- 4 -
(問5) 規則（保税業務規則）を定めることの法定化の趣旨・概要について教えてください。..	- 4 -
(問6) 保税業務規則にはどのようなことを定める必要があるのでしょうか。.....	- 5 -
(問7) 保税業務規則はいつまでに定め、税関に提出する必要があるのでしょうか。.....	- 5 -
(問8) 関税法基本通達43-2（1）において、保税蔵置場の各責任者等の氏名等については、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出することで当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができるとされていますが、各責任者等に変更が生じた場合はどのような手続が必要となるのでしょうか。.....	- 6 -
(問9) 保税業務規則を電子データで提出することはできますか。.....	- 6 -
(問10) 既に税関に提出している社内管理規定をそのまま保税業務規則として使用することはできますか。.....	- 6 -
(問11) 特定保税承認者（AEO）の法令遵守規則に係る規定の改正に伴い、既に定めている法令遵守規則の内容を見直す必要はありますか。.....	- 7 -
(問12) 特定保税承認者として法令遵守規則を定めていますが、新たに保税業務規則も定める必要があるのでしょうか。.....	- 7 -
(問13) 関税定率法第13条や関税暫定措置法第9条の2に基づく製造工場の社内管理規定はどのような取扱いになるのでしょうか。.....	- 7 -
4. 貨物を搬出する際の確認義務（関税法第34条の2）	- 9 -

(問 1 4) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の趣旨・概要について教えてください。 . - 9 -

(問 1 5) 確認の対象となる許可、承認又は届出とは具体的にどのようなものでしょうか。 . - 9 -

(問 1 6) 搬出時の確認はどのように行う必要があるのでしょうか。 - 10 -

(問 1 7) 当社は貨物に許可等があることを確認する担当者と、実際に貨物を搬出する担当者とが分かれています、どちらの行為が「搬出時の確認」となるのでしょうか。 - 10 -

(問 1 8) 当社ではCY通関後の貨物（輸入の許可を受けた貨物）を一旦保税蔵置場に搬入し、その後に荷主向けに搬出する場合があります。この保税蔵置場から搬出する貨物も搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。 - 10 -

(問 1 9) 当社では荷主の要望等により輸入の許可を受けた貨物を一定期間保税蔵置場に蔵置した後、搬出する場合があります、その場合は差し札により輸入の許可を受けた貨物か否か分かるようにして管理しています。このような場合であっても、搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。 - 11 -

(問 2 0) 輸出の許可を受けた貨物は搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。 - 11 -

(問 2 1) どのような場合に確認義務違反となるのでしょうか。 - 12 -

(問 2 2) 貨物の誤搬出を起こした場合には貨物の搬入停止処分等や罰則が適用されるのでしょうか。 - 12 -

(問 2 3) N A C C S への搬出登録や記帳義務の取扱いはどうなるのでしょうか。 - 12 -

5. 搬入停止・許可取消処分等（関税法第 4 8 条他） - 13 -

(問 2 4) 令和 8 年度関税改正によって搬入停止・許可取消処分等にどのような変更があるのかを教えてください。 - 13 -

(問 2 5) 業務改善命令違反に対する処分の具体的な内容を教えてください。 - 13 -

1. 改正概要

(問1) 令和8年度関税改正(保税関係)の趣旨・概要について教えてください。

- 近年、越境ECの拡大に伴い輸入貨物が急増している中、保税地域において貨物の管理を行う保税業者(保税地域の被許可者等)の役割は、社会的に一層重要なものとなっています。
- 一方で、一部の保税業者において、輸入の許可を受けていない貨物を保税地域から搬出した事案や、保税地域内で従業者による申告外物品の抜き取りが疑われる事案などの不正事案が散見されており、その対策を講じることが急務となっています。
- 取り扱う貨物が膨大となる中でも、保税業者が法令を遵守しつつ迅速かつ適正な業務を行うためには、税関において保税業者の業務実態等に応じたきめ細やかな監督を行う必要があります。このため、今般、以下のとおり関税法の改正を行い、令和8年6月1日に施行することとしました。

【主な改正事項(詳細は各問を参照)】

- ① 保税業者に対する業務改善命令の創設
- ② 保税業者が適正な貨物管理を行うための手順・体制等を規定した規則を定めることの法定化
- ③ 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設
- ④ 搬入停止・許可取消処分等に関する規定の改正

(参考)

[急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ](#)

[関税・外国為替等審議会 関税分科会\(令和7年11月26日開催\)](#)

[関税・外国為替等審議会 関税分科会\(令和7年12月16日開催\)](#)

2. 業務改善命令（関税法第41条の3、第45条の2他）

（問2）業務改善命令の趣旨・概要について教えてください。

- 現在、税関による倉主等に対する監督は、保税地域の巡回や倉主等が設ける帳簿の検査等を通じて倉主等が適正な貨物管理を行っているかを確認し、必要に応じて業務の改善を促すための助言・指導を行うことにより実施しています。
- こうした中、一部の倉主等において税関の助言・指導に対し有効な改善策が講じられない状況が散見されることを踏まえ、税関による倉主等に対する監督をより実効性のあるものとするため、倉主等に対する新たな行政措置として業務改善命令を導入することとしました。

（問3）どのような場合に、どのような内容の業務改善命令が発せられるのでしょうか。

- 業務改善命令は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときにその必要な限度において、規則（保税業務規則）（※詳細は「3. 規則を定めることの法定化」を参照。）に定めた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は規則の制定や変更を命ずるものです。
- 業務改善命令を発する場面やその内容は個別の事案ごとに判断することになりますが、関税法基本通達45の2-1～45の2-4において、業務改善命令を行う場合の例示や手続の概要について規定しています。

（参考）関税法基本通達45の2-1～45の2-4は保税蔵置場に関する規定ですが、指定保税地域については同41の3-1、保税工場については同61の4-9、保税展示場については同62の7-3、総合保税地域については同62の15-1により同規定が準用されます。

（問4）業務改善命令に違反した場合は処罰されるのでしょうか。

- 業務改善命令に違反することは、関税法第48条第1項第3号の規定による貨物の搬入停止又は許可取消処分等の対象となるほか、関税法第115条の2の規定による罰則の対象となります。

3. 規則を定めることの法定化（関税法第41条の2、第43条他）

（問5）規則（保税業務規則）を定めることの法定化の趣旨・概要について教えてください。

- 現在、税関は、関税法基本通達の規定に基づき、倉主等に対し保税地域における貨物管理に関する社内管理規定を定めることを求め、保税地域において社内管理規定に規定する業務の手順や体制に従って適正に貨物管理が行われているかどうかを確認し、必要に応じて改善のための助言・指導を行っています。
- しかしながら、一部の倉主等において社内管理規定に従わずに業務を行っている事案や、税関の助言・指導に対し有効な改善策が講じられず、結果として法令違反に至る事案が散見されています。
- これを踏まえ、倉主等に対する監督をより実効性のあるものとする観点から、社内管理規定に代えて、倉主等が保税地域の業務について法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制を定めた規則（保税業務規則）を策定することを関税法で義務付けることとしました。

（参考）主な関連規定（令和8年6月1日～）

	関税法	関税法施行令	関税法施行規則	関税法基本通達
	規則を定めることの法定化	許可申請時の添付書類	規則の記載事項	許可申請時の添付書類、規則の記載事項等
指定保税地域	第41条の2	—	第3条の3	41の2-1 (43-2を準用)
保税蔵置場	第43条	第35条	第4条	42-8、43-2
保税工場	第61条の4 (第43条を準用)	第50条の2 (第35条を準用)	第4条の14 (第4条を準用)	56-9、61の4-9 (43-2等を準用)
保税展示場	第62条の7 (第43条を準用)	第51条の8 (第35条を準用)	第7条の2 (第4条を準用)	62の7-3 (43-2等を準用)
総合保税地域	第62条の8	第51条の9	第7条の2の2	62の8-6、62の15-2 (43-2等を準用)

【問6】 保稅業務規則にはどのようなことを定める必要があるのでしょうか。

- 保稅業務規則に規定すべき事項については関稅法施行規則及び関稅法基本通達にて定めており、基本的に現在の社内管理規定の記載事項から大きな変更はありません。社内管理規定からの変更点については以下の資料をご参照ください。

(参考) [保稅業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表 \(関稅法基本通達\)](#)
[保稅業務規則のひな型](#)

【問7】 保稅業務規則はいつまでに定め、税関に提出する必要があるのでしょうか。

【令和8年6月1日以降に保稅地域の許可申請を行う者】

- 令和8年6月1日以降に保稅地域の許可申請を行う者（許可申請に係る総合保稅地域で貨物を管理しようとする者を含む。）については、許可申請書の添付書類として保稅業務規則を提出していただき、税関がその内容を審査することになります。（関稅法施行令第35条、関稅法基本通達42-8、43-2他）

【令和8年6月1日以降に指定保稅地域において貨物の管理を開始する者】

- 令和8年6月1日以降に指定保稅地域において貨物の管理を開始する者については、貨物の管理の開始後遅滞なく保稅業務規則を管轄する税関に届け出てください。（関稅法第41条の2、関稅法基本通達41の2-1）

【令和8年6月1日の時点で現に保稅地域の許可を受けている者等】

- 令和8年6月1日の時点で現に保稅地域の許可を受けている者等については、保稅業務規則を定める期限に経過措置が設けられています。具体的には、以下に該当する者については所定の期限までに保稅業務規則を定め、管轄する税関に提出いただくようお願いいたします。
 - ・ 6月1日の時点で現に保稅地域の許可を受けている者（許可に係る総合保稅地域で貨物を管理している者を含む。）及び指定保稅地域において貨物を管理している者については、施行日から起算して4か月が経過する日（令和8年9月30日）まで
 - ・ 6月1日より前に保稅地域の許可申請をして6月1日以降に許可を受けた者（許可に係る総合保稅地域で貨物を管理する者を含む。）については、許可日から起算して4か月が経過する日まで

(参考) [保稅業務規則に関する経過措置について](#)

【税関に提出した保稅業務規則に変更があった場合】

- 税関に提出した保稅業務規則の内容に変更があった場合には、遅滞なく管轄する税関に変更後の保稅業務規則を提出いただくようお願いいたします。（関稅法第41条の2、

関税法基本通達 4 2 - 1 1 他)

(問 8) 関税法基本通達 4 3 - 2 (1) において、保税蔵置場の各責任者等の氏名等については、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出することで当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができるとされていますが、各責任者等に変更が生じた場合はどのような手続が必要となるでしょうか。

- 保税業務規則の内容に変更があった場合には遅滞なく変更後の保税業務規則を提出いただくようお願いしていますが、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を保税業務規則の一部としている場合において、各責任者等に変更が生じたときには、当該責任者等の一覧表を更新したものを提出していただくことで問題ありません。なお、その変更の内容が関税法基本通達 4 2 - 1 1 (2) に規定する支配人その他の主要な従業員の変更と同じであれば、同規定に基づく届出を別途行う必要はありません。

(問 9) 保税業務規則を電子データで提出することはできますか。

- 保税業務規則は書面によるほか N A C C S の汎用申請を用いて電子データによる提出も可能です。手続種別コードは以下のとおりです。
 - ・ 指定保税地域の貨物管理者による規則の届出の場合 (内容の変更時も含む)
手続種別コード : 未定 (指定保税地域の規則の届出)
※ 令和 8 年 6 月 1 日から利用可能
 - ・ 保税地域の許可申請の場合 (申請書及び他の添付書類と併せて提出)
手続種別コード : H93 (保税蔵置場許可申請)、H94 (保税工場許可申請)、
H95 (保税展示場許可申請)、H96 (総合保税地域許可申請)
 - ・ 許可済みの保税地域において規則の内容を変更した場合
手続種別コード : H15 (保税地域の許可内容変更届出)

(参考) [汎用申請関係 | NACCS 掲示板](#)

(問 10) 既に税関に提出している社内管理規定をそのまま保税業務規則として使用することはできますか。

- [問 6](#) も参考に事業者側において社内管理規定の内容を改めて確認いただき、保税業務規則に規定すべき事項が規定されていれば、その社内管理規定を保税業務規則として使用することができます。既に税関に提出している社内管理規定を保税業務規則として使用することを希望する際には、保税ポータルに掲載している「[社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出 \(フォーマット\)](#)」に必要事項を入力の上、書面、電子メール又は N A C C S 汎用申請にて管轄する税関にご提出ください。(その

場合、改めて保税業務規則を税関に提出する必要はありません。)

- N A C C S 汎用申請を利用して提出する場合の手続種別コードは以下のとおりです。
 - ・ 指定保税地域 手続種別コード：未定（指定保税地域の規則の届出）
※令和8年6月1日から利用可能
 - ・ その他の保税地域 手続種別コード：H15（保税地域の許可内容変更届出）

(参考) [保税業務規則に関する経過措置について](#)
[汎用申請関係 | NACCS掲示板](#)

- なお、保税業務規則の名称は、「保税業務規則」とすることが望ましいですが、当面の間、「社内管理規定」「CP」「規則」等でも差し支えありません。

(問11) 特定保税承認者(AEO)の法令遵守規則に係る規定の改正に伴い、既に定めている法令遵守規則の内容を見直す必要はありますか。

- 関税法第51条第3号の改正は、①保税蔵置場等の被許可者が策定する規則と②特定保税承認者が策定する規則とで、法令上の位置付けが異なることを明確化することを目的としたものであり、法令遵守規則の内容を変更するものではありません。
- したがって、現在、特定保税承認者が策定している法令遵守規則の内容は、改正後の関税法第51条第3号の規定に沿った内容となっていますので、既に定めている法令遵守規則を見直す必要はありません。

(問12) 特定保税承認者として法令遵守規則を定めていますが、新たに保税業務規則も定める必要があるのでしょうか。

- 届出蔵置場及び届出工場は、特定保税承認者として定めている法令遵守規則をもって足り、新たに保税業務規則を定める必要はありません。
- また、特定保税承認者が、その管理する届出蔵置場及び届出工場以外の保税地域についても当該法令遵守規則を適用している場合であって、当該法令遵守規則に保税業務規則に規定すべき事項が規定されているときには、新たに保税業務規則を定める必要はありません。ただし、当該法令遵守規則に規定されていない事項がある場合には、当該法令遵守規則に追記し、又は任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出するなどの対応が必要となります。

(問13) 関税定率法第13条や関税暫定措置法第9条の2に基づく製造工場の社内管理規定はどのような取扱いになるのでしょうか。

- 製造工場における社内管理規定の取扱いについては変更ありません。

4. 貨物を搬出する際の確認義務（関税法第34条の2）

（問14）保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の趣旨・概要について教えてください。

- 現在、税関は、貨物が保税地域から不正に国内へ流入することを防止する等の観点から、関税法基本通達の規定により倉主等に対し、保税地域から貨物を搬出する際には自己の責任において搬出しようとする貨物と輸入許可書等を対査し、貨物の異常の有無等を確認することを求めています。
- しかしながら、一部の倉主等において、この確認等を適正に行わず、輸入の許可等を受けていない貨物を保税地域から搬出した事案が発生しています。
- 倉主等が保税地域から貨物を搬出する際の確認を怠ると、不正薬物等が国内へ流入する危険性が高まります。そこで、倉主等による確認の更なる徹底を図るため、倉主等が貨物を保税地域から搬出しようとする場合には、その搬出につき関税法上必要とされる許可、承認又は届出があることを確認しなければならない旨、関税法で義務付けることとしました。

（問15）確認の対象となる許可、承認又は届出とは具体的にどのようなものでしょうか。

- 倉主等が管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から搬出しようとする場合において、その搬出に必要な関税法上の許可、承認又は届出は、具体的には以下のものが該当します。（関税法基本通達34の2-1（1））
 - ・ 外国貨物である船（機）用品の積込みの承認（法第23条）
 - ・ 見本の一時持出しの許可（法第32条）
 - ・ 外国貨物の廃棄の届出（法第33条）
 - ・ 外国貨物の滅却の承認（法第45条（法第41条の5、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。））
 - ・ 保税工場外作業の許可（法第61条（法第62条の15において準用する場合を含む。））
 - ・ 保税展示場外使用の許可（法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。））
 - ・ 保税運送の承認（法第63条）
 - ・ 郵便物の保税運送の届出（法第63条の9）
 - ・ 輸入の許可（法第67条）
 - ・ 認定手続に係る疑義貨物の見本の検査の承認（法第69条の16）
 - ・ 輸入許可前における貨物の引取りの承認（法第73条）
- なお、法令等により保税地域から搬出することにつき許可等を要しない貨物や、税関職員その他の公務員が法令上の権限等に基づき搬出する貨物については確認義務の対

象ではありませんが、公務員以外の者が搬出する場合には、搬出することにつき許可等を要する貨物に準じて確認をお願いします。（関税法基本通達 3 4 の 2 - 1（3））

（問 1 6）搬出時の確認はどのように行う必要があるのでしょうか。

- これまで関税法基本通達に基づき求めていた確認と同様、貨主又はこれに代わる者から提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行うようお願いします。
- また、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようお願いします。（関税法基本通達 3 4 の 2 - 1（2））

（問 1 7）当社は貨物に許可等があることを確認する担当者と、実際に貨物を搬出する担当者とは分かれています。どちらの行為が「搬出時の確認」となるのでしょうか。

- 搬出しようとする貨物に許可等があることを確認から実際に貨物を搬出するまでの業務が複数の担当者によって行われる場合には、その一連の行為が、保税地域において貨物を管理する者（倉主等）としての搬出時の確認となります。
- 例えば、担当者 A が、貨物に許可等があることを確認し、保税地域内で決められた「搬出可能な貨物の保管場所」に移動し、その後に別の担当者 B が、当該保管場所に貨物があることを確認してから貨物を搬出するという手順の場合、A 及び B の一連の行為をもって、保税地域において貨物を管理する者として、搬出時の確認を行っているといえます。

（参考）[保税Tips 9号（貨物搬出時の確認義務）](#)

（問 1 8）当社では C Y 通関後の貨物（輸入の許可を受けた貨物）を一旦保税蔵置場に搬入し、その後に荷主向けに搬出する場合があります。この保税蔵置場から搬出する貨物も搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。

- C Y から輸入の許可を受けた貨物を搬出する際が確認義務の対象となります。一方で、当該貨物は輸入の許可を受けて当該 C Y から搬出された段階で保税制度の管理下から外れますので、その後別の保税蔵置場で内国貨物として保管し、当該保税蔵置場から搬出する際は確認義務の対象とはなりません。

(問19) 当社では荷主の要望等により輸入の許可を受けた貨物を一定期間保税蔵置場に蔵置した後に搬出する場合があります、その場合は差し札により輸入の許可を受けた貨物か否か分かるようにして管理しています。このような場合であっても、搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。

- 輸入の許可を受けた後一定期間蔵置した後に保税地域から搬出する場合も保税地域から輸入の許可を受けた貨物を搬出する場合に該当し、確認義務の対象となります。なお、輸入許可書との対査確認を行った上で差し札に輸入の許可を受けた貨物であることを表示し、後日当該表示をもとに貨物を搬出する場合など、搬出時に輸入の許可があるかどうかを適切に把握する手段が確保されていれば、その一連の行為をもって保税地域において貨物を管理する者として搬出時の確認を行っているといえます。

(問20) 輸出の許可を受けた貨物は搬出時の確認義務の対象となるのでしょうか。

- 輸出の許可を受けた貨物は確認義務の対象にはなりませんが、輸出の許可を受けた貨物を搬出する場合もこれまでどおり関税法基本通達34-1(2)ロの規定に基づき輸出許可書等と貨物の対査確認を行うようお願いします。

(問21) どのような場合に確認義務違反となるのでしょうか。

- 例えば、倉主等において、搬出しようとする貨物が輸入の許可を受けたものであるかどうかの確認を怠り、貨物を保税地域から搬出してしまった場合が該当します。
- 上記は「輸入の許可」を例として用いましたが、「保税運送の承認」、「見本の一時持出の許可」など関税法基本通達34の2-1(1)に掲げる許可等(問15参照)の場合も同様です。

(問22) 貨物の誤搬出を起こした場合には貨物の搬入停止処分等や罰則が適用されるのでしょうか。

- 確認を怠ったことにより誤搬出を起こした場合には搬入停止処分等(関税法第48条他)や罰則(関税法第115条の2)の対象となりますが、その適用は個別の事案ごとに判断することになります。なお、確認義務違反による搬入停止処分等を行う場合の処分基準については関税法基本通達48-1をご参照ください。

(問23) NACCSへの搬出登録や記帳義務の取扱いはどうなるのでしょうか。

- NACCSの搬出登録の取扱いや、記帳義務における取扱いについてはこれまでと変更ありません。

5. 搬入停止・許可取消処分等（関税法第48条他）

（問24）令和8年度関税改正によって搬入停止・許可取消処分等にどのような変更があるのかを教えてください。

- 関税法基本通達48-1（保税蔵置場に対する処分の基準等）の規定については、主に以下の点に変更となります。
 - ・ 業務改善命令違反に対する処分（関税法第48条第1項第3号）に関する規定を新設
 - ・ 関税法違反に対する処分（関税法第48条第1項第1号）において、業務改善命令を最後に受けた日から1年を経過する日までに非違が行われた場合の点数の加算を追加
 - ・ 関税法違反に対する処分（関税法第48条第1項第1号）において、非違の態様に搬出時の確認義務（関税法第34条の2）への違反を追加
 - ・ 関税法違反に対する処分（関税法第48条第1項第1号）において、倉主等の内部監査による非違の発見等自主的かつ適正な貨物管理をより一層促進するため、税関による保税業務検査の通知前に自主的に非違を申し出た場合の減算点数を増加
- なお、関税法基本通達48-1は、保税蔵置場以外の保税地域にも準用されます。

（問25）業務改善命令違反に対する処分の具体的な内容を教えてください。

- 業務改善命令に違反した場合には原則として7日間（過去3年以内に業務改善命令違反が1回あった場合には30日間、2回以上あった場合は60日間）の搬入停止処分となります。
- ただし、業務改善命令を同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、改善が見込まれない等、保税地域の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときには、許可取消処分を行うことができるとされています。